

第2次周南市環境基本計画（案）に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
第1章計画の基本事項			
第1節改定の趣旨	1	3行目「…島々は、瀬戸内海国立公園区域に指定されており、…」この表現は誤解を与えるおそれがある。 山頂付近が市内で唯一最高ランクの「第2種特別地域」に指定されている太華山は島ではなく本州沿岸部であり、周南市の島嶼（周南群島）はわずかな例外（樺島、洲島）を除き「第3種」か「普通地域」の指定である。 この機会に自然公園（法）と都市公園（法）の違い、さらに周南市と近隣の国立公園種別指定地について整理記述することを求めたい。	自然公園に係るコラムを第3章第3節の最後に追加しました。 ⇒原案のとおりとします。
第2節計画の位置づけ	2	計画の対象範囲 衛生は、通常「環境衛生」のようにまとめて扱われることが多いが、衛生は依然重要な要素であり除くべきではない。入れるとすれば、生活環境の中がよい。	環境基本計画は、公害対策基本法を前身とした環境基本法に基づいています。本市の環境基本計画の対象範囲についても、上位計画である国、県の環境基本計画に対応したものとしています。 ⇒原案のとおりとします。
第3章基本施策			
第1節新エネルギーの活用と低炭素社会の実現	3	当節と関係のある基本計画類には「周南市水素利活用構想」「周南市水素利活用計画」等が文中に記載ありましたが、その他関係ある計画類を列記の上、該当計画と当基本計画の関連性、当意見募集の結果による該当計画の修正変更の有無を記述願います。	この環境基本計画と関連している計画については、第1章第2節計画の位置づけに記載しています。 今回のパブリックコメントに係る基本計画は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」のみです。
〃	4	再生可能エネルギー各々の市内条件が記載されております。又これ以降ここに記載されたエネルギー項目について推進等についても記載されておりますが、ここに記載の無い、「地熱・	再生可能エネルギーに関しては、県環境基本計画に準じ、発電に関するものを掲載しております。地熱・地下熱利用については、県内の温泉が83カ所ありますが、どれも発電に必要な湧

		地下熱利用（発電でなくとも冷暖房利用等も有り）」「バイオマス（発電以外にも暖房使用等可能）」を検討願います。	出量、温度が不足しているため未記載としております。 ⇒原案のとおりとします。
〃	5	各再生可能エネルギー導入状況の記載がありますが、出典が県の資料となっております。市として把握・資料作成すべきでは、と感じます（県と市の作業重複を避けるため、と言う理由かもしれませんが）。	市として把握しているものは市のデータを掲載していますが、県または国のまとめているものは、国、県のデータを利用しています。
〃	6	「水素の利活用促進に向けた環境の整備」とありますが、水素エネルギー利用に今後必要なのは基本的にパイプライン・水素ステーション・使用設備等々の「設備／ハード」＝費用をかけての建設・設置です。 そこに行政がどう関わって「環境整備」するのか、一部使用設備（設置型燃料電池、燃料電池車両各種）の普及は記載ありますが、まだ説明が不足している気がします。 ・道路の様に市が率先して供給施設から設置するのか。 ・供給施設工事に何らかの優遇措置を図るのか。 ・使用設備に補助金をかけて普及を図るのか。 等等具体的内容の記述を求めます。	環境基本計画においては、施策に関しては大綱を記載しています。 なお、「水素の利活用促進に向けた環境の整備」は、周南市水素利活用構想にある基本目標となります。具体的な計画となる「周南市水素利活用計画」は策定中です。 ⇒原案のとおりとします。
〃	7	「再生可能エネルギーの普及拡大」とありますが、「市が現在考える導入 可能箇所・推進箇所」の具体的提示を希望致します。	環境基本計画においては、施策に関しては大綱を記載しています。 ⇒原案のとおりとします。
〃	8	「事業用地、物流、埠頭用地などを確保するため、新南陽地区のN7号埋立事業や徳山地区のT10号埋立事業を推進します。」とありますが、N7号は廃棄物受入事業計画が10年予定されている旨明記しておくべきと考えます。	この項では、企業立地の促進の面からN7号埋立事業を取り上げているため、埋立ての過程で廃棄物処分場として利用していることは記載しておりません。 ⇒原案のとおりとします。
〃	9	「農業の振興」とありますが、別資料では当市の農林漁業就労者割合は市人口の0.2%とありました。この様な僅かな就労者の産業をどう「振興」するのかもう少し具体的に記述しなければ「とりあえず記述しているだけ」と感じます。	環境基本計画においては、施策に関しては大綱を記載しています。「農業の振興」は、環境と経済が好循環する地域づくりの一環として、農地、森、川を守る農林水産業の活性化を図るものです。本市の土地利用状況は森林78%、田4%、畑1%であ

			り、農林業の振興は重要と考えています。 ⇒原案のとおりとします。
第2節循環型社会の形成	10	<p>この節に記載されている内容は、同時期に意見募集をしております「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の内容と同一と思われますが、その点記載が無いのは資料として著しく不誠実不適切です。</p> <p>この節の記載について意見を述べた場合、前述「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」を含めて再検討を実施するのでしょうか。</p> <p>逆に「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」が今回の意見募集で記述内容に変更追加が発生した場合、こちらも記述内容も変更追加となるのでしょうか。</p> <p>もし、「当頁の内容は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【現在素案】」のものであれ、こちらに意見をされても変更は出来ず、基本計画【現在素案】に意見願います」と言うのなら、「意見募集実施しているが意見反映はここではしない」事となり、意見募集のやり方として著しく不誠実不適切です。</p> <p>（当節に関する意見は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の意見募集に送付しております為以下一部記載以外はここでは省かせて頂きます。）</p>	「周南市環境基本計画」は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の上位計画となります。ここでの意見は、「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の担当課へ意見を伝えます。そこで、「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」に変更があった場合は、環境基本計画にも反映されることとなります。
〃	11	<p>「ごみ燃料化施設での固形燃料（RDF）化による再資源化を行っています。」との記載ありますが、RDF化施設はこの4月で稼働停止となるはずですが。</p> <p>その旨全く記載が無いのは資料として著しく不誠実不適切です。</p>	ここは、本市の現状を記載しております。 ⇒原案のとおりとします。
〃	12	<p>「今後、燃やせるごみの処理システムを統合するにあたり、リサイクル率が低下することが懸念されるため、」との記述ありますが、RDF化施設が4月で稼働停止となり、リサイクル率</p>	ごみ燃料化施設が平成26年度末で稼働定押しとなることを追記しました。

		低下が明らかな旨全く記載が無いのは資料として著しく不誠実不適切です。	
第3節生物多様性の保全	13	前述第1, 2節から考えて当節にも関係する各種基本計画等が存在すると思われます。該当計画類を明記し、該当計画と当基本計画の関連性、当意見募集の結果による該当計画の修正変更の有無を記述願います。	この環境基本計画と関連している計画については、第1章第2節計画の位置づけに記載しています。 今回のパブリックコメントに係る本基本計画は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」のみです。
〃	14	「生物多様性の保全」の面が強調されておりますが、「鳥獣害」も存在していると思われます。県施策（鳥獣保護管理事業計画、第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画、第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画）と合わせた記載をしておくべきかと思えます。	「生物多様性の保全」の項では、種の保全に主眼を置いておりますので、「鳥獣害」については取り上げておりません。 ⇒原案のとおりとします。
〃	15	「外来生物の防除対策の推進」については、個人所有地に生育する外来植物の防除方法を御検討願います（一般人が発見しても勝手に入って駆除／引き抜く訳にもいかず）。	環境基本計画においては、施策に関しては大綱を記載していません。個人所有地については、施策の中で引き続き検討してまいりたいと考えています。
〃	16	「農地の保全」とありますが、別資料では当市の農林漁業就労者割合は市人口の0.2%とありました。この様な僅かな就労者の産業をどう「保全」するのかももう少し具体的に記述しなければ「とりあえず記述しているだけ」と感じます。	「農地の保全」は、生物多様性の保全のため、重要と考えており、多面的機能支払協定面積など農地に関する3項目の目標を設定して取り組んでいます。なお、本市の土地利用状況は森林78%、田4%、畑1%となっています。
〃	17	「身近な緑の保全」については、街路樹の適正な維持管理活用について御検討頂きたく、宜しくお願い致します。	「周南市緑の基本計画（平成20年度～40年度）」の中で、道路の緑化の項で街路樹について記載しております。
〃	18	生物多様性の保全 種の保存を目的とする生物多様性の保全に、一般的な自然を含めた項目建ては少し違和感がある。（後述）	生物多様性国家戦略 2012-2020 の5つの基本戦略の1つに「森・里・川・海のつながりを確保する」とあることから、基本施策に「自然環境の保全」、「自然とのふれあいの推進」を掲げております。
〃	19	2 自然環境の保全：「自然公園」への言及が欠落している。 なぜ自然公園の中心的存在である国立公園の意義を論述しな	3 自然とのふれあいの推進～（2）自然とのふれあいの場の活用、整備～①ふれあいの場の充実のなかで、太華山をはじめ

		いのか理解に苦しむ。自然公園は一般用語でなく自然公園法に定義されている。 また、周南市まちづくり総合計画に「瀬戸内海国立公園の整備と利活用の推進」が追加されたことを知らないか失念しているのではないか。	とする瀬戸内海国立公園に関する記述を追記しました。
〃	20	(3) 海辺など自然環境の保全 ここでの公園は都市公園を前提にした記述になっている。従って「自然環境に配慮した公園…」の表現は、単に植栽・樹木のことになり、趣旨がずれている。「公園花とみどり課」が自然公園とは無縁で、都市公園だけを扱うということを知っている市民は少ないと思う。	「周南市緑の基本計画（平成 20 年度～40 年度）」の中で、自然公園の保全に努めることとしています。
〃	21	3 自然とのふれあいの場の活用、推進 ここでも、瀬戸内海国立公園の言及がない。保護だけでなく自然体験や適正な利用についても考え方を示すべきである。周南市にとって極めて大きな環境・観光資源的価値を持つ瀬戸内海国立公園特別地域、とりわけ太華山について保護、整備、利活用をどうするのか、1 項を設け指針を示すべきである。	太華山をはじめとする瀬戸内海国立公園などの自然景観を発展させることで、より多くの方に訪れていただける地域資源の提供を図ることを追記しました。
第 4 節人づくり・地域づくりの推進	22	前述第 1, 2 節から考えて当節にも関係する各種基本計画等が存在すると思われます。該当計画類を明記し、該当計画と当基本計画の関連性、当意見募集の結果による該当計画の修正変更の有無を記述願います。	この環境基本計画と関連している計画については、第 1 章第 2 節計画の位置づけに記載しています。 今回のパブリックコメントに係る基本計画は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」のみです。
〃	23	「環境教育・学習の充実」については、街路樹を活用した教育の実施を御検討頂きたく、宜しく御願ひ致します。	環境基本計画においては、施策に関しては大綱を記載しています。環境学習の中で、街路樹の活用も検討させていただきます。
〃	24	「大規模なイベントに合わせた清掃活動」は、行政での実施の他、実施している企業活動の誘致も御検討下さい。（J T の『拾えば街が好きになる』活動…ひろしま F F や愛情防府フリマで実施例有り。） 又、「大規模なイベントに合わせたごみ分別回収指導（単に分	「大規模なイベントに合わせた清掃活動」は、例えば、「冬のツリー祭り」の前に、お客様をおもてなしするため、市民総出で清掃活動を行うものです。コンベンションシティを目指している本市では、きれいなまちづくりにより、周南市ならではのおもてなしをすることを目的としています。

		別捨て場を設けるだけでなく、そこに人を配置して指導教育も行なう。馬関祭り等で実施)」も御検討願います。	「ごみ分別回収指導」については、県の「環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針」または本市の「イベントを環境配慮するためのガイドライン」の普及啓発に取り組みます。
第5節大気・水環境などの保全	25	前述第1, 2節から考えて当節にも関係する各種基本計画等が存在すると思われます。該当計画類を明記し、該当計画と当基本計画の関連性、当意見募集の結果による該当計画の修正変更の有無を記述願います。	この環境基本計画と関連している計画については、第1章第2節計画の位置づけに記載しています。 今回のパブリックコメントに係る基本計画は「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」のみです。
〃	26	「二酸化硫黄*、二酸化窒素*及び一酸化炭素*は、環境基準*を達成しており」「浮遊粒子状物質（SPM）*」の記述中の「*」印の意味が不明です。	「*」は用語解説している用語の目印です。このパブリックコメントでは、基本計画に対しての意見を聞くことを目的としておりましたので、「コラム」や資料編などを載せておりません。今回は記載ミスです。
〃	27	「しかしながら、浮遊粒子状物質（SPM）*、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）については、気象、黄砂等の自然的影響が考えられるものの環境基準を達成していない状況にあります。」との記述があるものの、P67の目標にはこれら項目が入っておりません。基準未達項目は達成を目標とすべきでは無いでしょうか。	浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、気象、黄砂等の自然的影響のある広域的な環境汚染です。このため、市の目標は、県の環境基本計画の目標に準じています。 ⇒原案のとおりとします。
〃	28	「海域や湖沼においては、環境基準を達成していない項目があり、今後も生活排水対策などを推進し、良好な水環境を保全することが必要」とあり、P67の目標にはいくつか項目が上がっておりますが、基準未達項目全てについて達成を目標とすべきだと思います（P67の項目で全てかどうか分からなかった為）。	目標は現在の良好な環境の維持と更なる改善を行うための指標となります。このため、現状100%のものも、これを維持するため目標も100%としています。環境基準を達成していないもの全てを目標とするものではありません。 ⇒原案のとおりとします。
〃	29	「地区別生活排水処理状況」の表がありますが、この数字の「どの値をどう（増やす/減らす）する計画」なのか明記すると分かりやすかったかと思います。（公共下水道、集落排水、合併浄化槽、単独浄化槽、汲み取り、自家処理の各々の意味も記載	環境基本計画においては、施策に関しては大綱を記載しています。具体的な計画は、関連計画（周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画）でお示ししています。 「地区別生活排水処理状況」は現状を示すものであること、ま

		してあれば良いと感じました（差が良く分からないものもありますため）	た、資料編と重複していることから。ここでは削除します。
〃	30	「計画の進行管理」の図では、「年次報告書」をもって市民事業者が意見を述べるとも見える記載となっておりますが、意見は随時受ける様な管理を宜しくお願い致します。 可能であれば、一部案件でも、半年に一回程度の報告を希望します。	「計画の推進体制」フロー図にもありますように、市民・事業者からのご意見は随時受け付けています。意見に対する回答はその都度行います。 基本計画への反映については「周南市環境基本計画推進委員会」で行うこととなります。 また、周南市の環境（年次報告書）は1年間のまとめとして発行するものです。その他の報告は随時としています。
その他（計画全般）			
〃	31	P12「アンケートによる市民の声」を記載しております。アンケート結果はP17にも記載ありますが、この様な結果記載の際にはアンケートの内容（実施時期、実施対象、回収率等）を明記するべきと考えます。又、「市民の声」を記載するのであれば極力列記すべきと思います。	今回のパブリックコメントは、基本計画に対しての意見を聞くことを目的としておりましたので、「コラム」や資料編などを載せておりません。 アンケートの実施時期、実施対象、回収率等については、資料編に掲載させていただきます。
〃	32	資料内では頻繁に「情報の提供」「啓蒙」と言う又はそれに類する記述があったかと思えます。市民への情報提供を考えた場合、市民の多くが所属しているであろう「企業」への情報提供・協力要請・指導等を効果的に実施願います（特に、単に企業に情報提供を行なうだけでなく、企業が従業員にその情報を伝える様要請・指導願います）。	情報の提供については、市広報、ホームページや民間のマスメディア、講習会、イベント開催など様々な媒体を通じて行ってまいります。
〃	33	資料内では頻繁に「情報の提供」「啓蒙」と言う又はそれに類する記述があったかと思えます。市民への啓蒙を考えた場合、これからの市政を担う存在である児童が所属する「学校」での情報提供・啓蒙・具体的対応の実施を御検討願います（特に「学校」について力を入れる点等の記述は無かった気が致します）。	第3節のなかで環境教育・学習の拡充において、学校について記述しています。この項目は大半が小中学生を対象としたものとなっています。 現状と課題のタイトルに「次世代へつなぐ環境教育」としてまいりますように、これからの環境問題を解決するためには、子供たちへの環境教育が重要だと考えています。

<p>〃</p>	<p>34</p>	<p>文中の語句には一般的でないものも多数ありました。各頁下方又は巻末に語句一覧記載を求めます（他の意見募集では実施例有り）。</p> <p>[例]</p> <p>P 2 4：モビリティマネジメント、フードマイレージ</p> <p>P 2 5：インキュベーション施設</p> <p>P 4 7：中山間地域等直接支払協定面積、多面的機能支払協定面積</p> <p>P 4 9：アダプトプログラム、「周南市版フィフティ・フィフティ事業」</p>	<p>今回のパブリックコメントは、基本計画に対しての意見を聞くことを目的としておりましたので、「コラム」や資料編などを載せておりません。</p> <p>資料編に用語解説を掲載します。</p>
<p>〃</p>	<p>35</p>	<p>随所に「県との連携」という類の記述が見られましたが、その一方で「県との連携」が必須だろう項目でその記述が無い、と感じる箇所もありました。「必須だからわざわざ記載はしなかった」のかもしれませんが、効果的な「県との連携」を宜しく御願い致します。</p> <p>[例]</p> <p>P 4 4 「森林の保全」</p> <p>…「やまぐち森林づくり県民税」の事業と明らかに重なると思われます。</p>	<p>施策の推進については、国、県と連携して、最大の効果が得られるよう努めてまいります。</p> <p>⇒原案のとおりとします。</p>
<p>〃</p>	<p>36</p>	<p>当計画に関係する、過去議会で可決された請願・陳情を可能であれば活用頂きたいと思います。改めて市民に提示するだけでもなんらかの効果は期待できるのではないのでしょうか。</p>	<p>当計画に関する議会で可決された請願・陳情はありません。</p>
<p>〃</p>	<p>37</p>	<p>提示資料だけで70頁以上、関係する県・市の計画等も多数の案件を、他意見募集実施案件も多数ある中、通常と同じ1ヶ月間の意見募集期間というのは日程的に困難です。1-2週間の期間延長又は意見募集再実施を求めます。（パブリックコメントに関する条例では期間は「原則1ヶ月」となっていたと記憶しております。たとえば県では、内規に定める期間を超えて1</p>	<p>パブリックコメントの期間は、今後の実施において検討します。</p> <p>計画の進行管理のフロー図にもありますように、市民・事業者からのご意見は随時受け付けています。</p>

		企業の申請に対する審査を継続しております。主権者＝市民の延長申請に応じるのになんら問題は無いと思うのですが。）	
〃	38	上記期間延長が困難であるならば、今後意見公募の期間については内容（資料量等）・時期・同時期実施案件数等を考慮頂けましたら幸いです。	パブリックコメントの期間は、今後の実施において検討します。
〃	39	当件の意見公募は市広報（1/15）と市ホームページで確認しましたが、市広報はともかくホームページを参照しない、出来ない市民は多数おられると思います。当パブリックコメントの広報が、ホームページ以外でどの程度実施されたのか提示願います。 当件に限らず、意見募集期間中に発行される市広報には、意見募集中の案件名程度は記載すべきと考えます。	パブリックコメントは、ホームページのほか、文書閲覧を本庁（環境政策課、市民サロン）、新南陽、熊毛、鹿野総合支所、管内各支所（15カ所）で行っています。 「広報しゅうなん」は編集・発行にあたり、限られたページ数を有効活用するため、同じ内容の記事の再掲載は原則として行わない事としています。 募集中のパブリックコメントは、市ホームページでも公開していますので、併せて活用いただければと思います。
〃	40	これからの10年は、国から規制緩和が進む部分もあると思われれます。 この規制緩和を具体的に記しました法律として、高圧ガス保安法を例に説明いたします。 「高圧ガス保安法第一条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱および消費並びに容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を推進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。」とあります。高圧ガス保安法では、自主的な活動を推進し、もって公共の安全を確保しようとしています。 （監督官庁にも確認をとってからになります。）環境管理を進め、より良い社会の実現を進めるためには、「自主的な活動を推進し、もって地域の環境・安全を確保する」という内容を	コンビナート企業の安心安全は重要であると思っています。今回の環境基本計画は、市の立場からの記載としており、各主体ごとの取組みは記載しておりません。 ⇒原案のとおりとします。

		どこか適切な項目に入れられたらいかがでしょうか。	
〃	41	環境基本計画は近年の関心事を中心に組み立てられている印象があるが、基本事項が体系から抜けないようにしてほしい。	環境基本計画は、公害対策基本法を前身とした環境基本法に基づいており、その構成の柱は環境問題（公害、温暖化などの地球環境問題、生物多様性、廃棄物など）となっています。本市の環境基本計画についても、上位計画である国、県の環境基本計画に対応したものとしています。